

スライド条項の適用について

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、建設工事請負契約書第25条（いわゆるスライド条項）に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。

以下のいずれかに該当する場合は、スライド条項を適用できる可能性があるため、本紙やマニュアル等を確認の上、各発注機関へお問い合わせください。

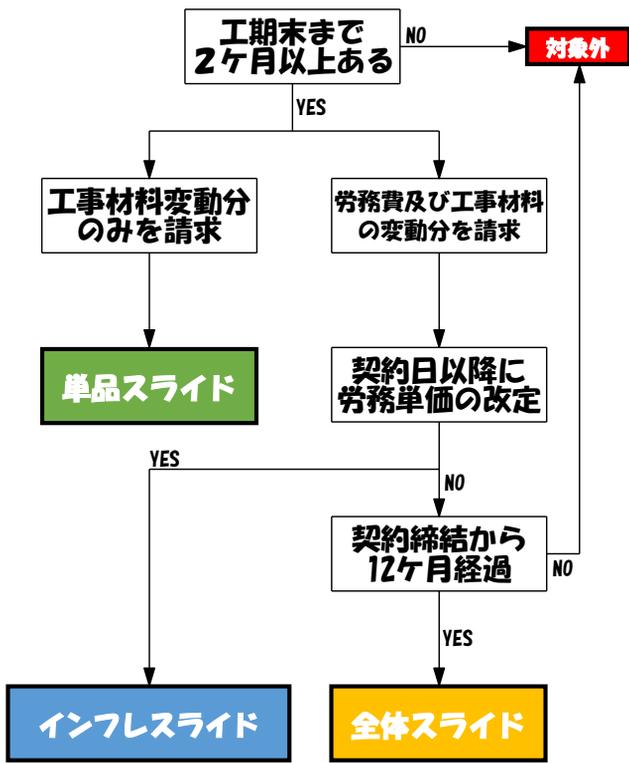
- 請負契約締結の日から1年を経過し、かつ賃金水準又は物価水準の変動が生じた場合
⇒ **全体スライド（第25条第1項～第4項）**
- 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
⇒ **単品スライド（第25条第5項）**
- 急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合
⇒ **インフレスライド（第25条第6項）**

【問い合わせ先】

- スライド条項について：茨城県土木部検査指導課 TEL029-301-4370
- 個別工事への適用について：各発注機関



スライド条項の適用判断フロー



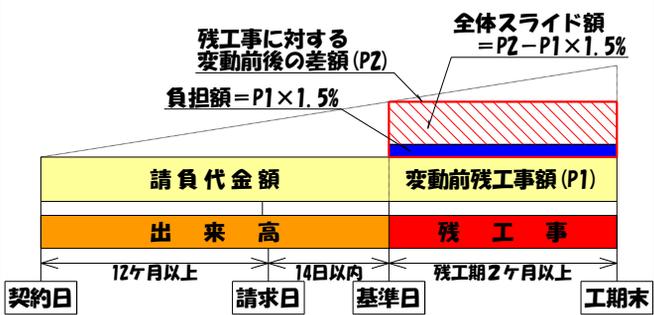
※本フローは標準的な考えを示したものです。個別工事で各スライドが適用可能になるかどうかは各発注機関へお問い合わせください。

全体スライド

- 契約締結から12ヶ月が経過し、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額の1.5%を超える場合に請求可能です。
- 対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

| スライドの対象 | スライドの対象外 |
|-----------------------|---------------------------|
| 基準日以降に施工する部分や購入する工事材料 | 基準日時点で施工済みの部分や現場搬入済みの工事材料 |

全体スライド額（下図の赤斜線部）
 = 残工事に対する変動前後の差額 (P2)
 - 変動前残工事額 (P1) × 1.5%



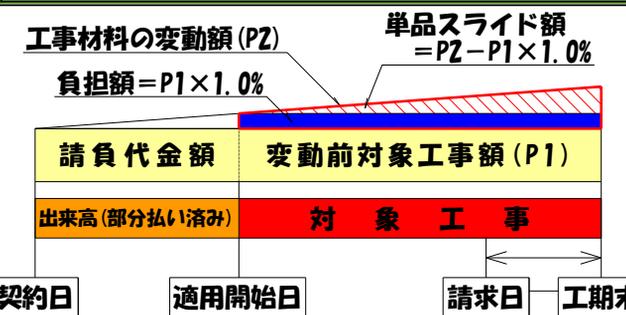
※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合(1.5%)から算出した金額のことで、スライド額から除きます。

単品スライド

- 工事材料の品目類毎（鋼材類、燃料油等）の変動額がそれぞれ対象工事額の1.0%を超える場合に請求可能です。
- 基本的に実勢単価（県の積算単価）と実際の購入単価の安い方で算出します。（請求書等の提出が必要です）
 ※購入単価の方が高くても妥当性が確認できればその単価を採用します。
- 単品スライドでは、**工事材料の変動額のみがスライドの対象**になります。（一般管理費等の諸経費の変更は行いません）

| スライドの対象 | スライドの対象外 |
|------------------------|------------------------|
| 変動額が対象工事額の1.0%を超える工事材料 | 部分払いを行った出来高部分や部分引き渡し部分 |

単品スライド額（下図の赤斜線部）
 = 工事材料の変動額 (P2)
 - 変動前対象工事額 (P1) × 1.0%



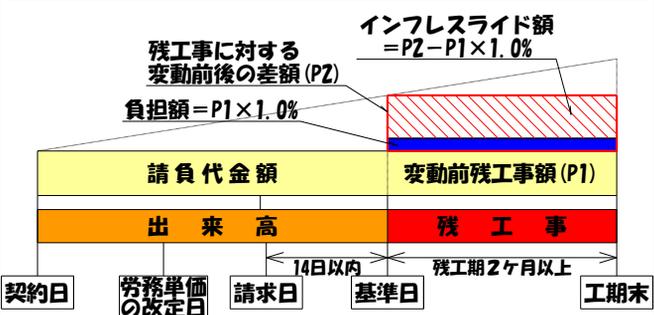
※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合(1.0%)より算出した金額のことで、スライド額から除きます。

インフレスライド

- 契約日以降に茨城県公共工事設計労務単価表の改定があり、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額の1.0%を超える場合に請求可能です。
- 対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

| スライドの対象 | スライドの対象外 |
|-----------------------|---------------------------|
| 基準日以降に施工する部分や購入する工事材料 | 基準日時点で施工済みの部分や現場搬入済みの工事材料 |

インフレスライド額（下図の赤斜線部）
 = 残工事に対する変動前後の差額 (P2)
 - 変動前残工事額 (P1) × 1.0%



※負担額とは、変動額のうち受注者が負担する割合(1.0%)から算出した金額のことで、スライド額から除きます。